

## 平成21年度小牧市行政改革推進委員会会議録

- 1 開催日時 平成21年11月4日(水)  
14時30分から15時45分  
場所 小牧市役所南庁舎5階 大会議室

### 2 出席者

#### 1) 推進委員会委員(敬称略)

公募委員	梅田 三枝子
公募委員	松浦 明美
小牧市女性の会会長	稲垣 孝子
小牧市区長会連合会長	稲垣 喜久治
NPO 法人こまき市民活動ネットワーク代表理事	松田 敏弘
名古屋経済大学准教授	萩原 聡央

#### 2) 行政改革対策委員会委員、事務局

#### 3) 傍聴者 なし

### 3 議題

#### 1) 第4次小牧市行政改革推進計画書(平成20年度実績)について

### 4 会議資料

- 資料1 第4次小牧市行政改革推進計画書(平成20年度実績)  
資料2 資料1の説明書(記入例)  
資料3 第4次小牧市行政改革推進計画書の事前質問(回答)  
資料4 小牧市行政改革推進委員会委員名簿  
資料5 小牧市行政改革対策委員会名簿及び座席表

### 5 会議内容

#### (事務局)

大変長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。ただ今から小牧市行政改革推進委員会を開催させていただきます。

本日進行役を務めます企画課 課長補佐の久保田です。よろしく申し上げます。会議を始めます前に配布資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りした資料として、資料1：第4次小牧市行政改革推進計画書、資料2：その記入例です。本日お配りした資料として、本日の次第のほか、資料3：第4次小牧市行政改革推進計画書の事前質問(回答)、資料4：小牧市行政改革推進委員会の名簿、資料5：小牧市行政改革対策委員会の名簿及び座席表となっておりますのでご確認ください。それでは次第に沿って進めてまいります。

始めに長谷川企画部長よりあいさつ申し上げます。

#### (企画部長)

企画部長の長谷川です。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃は、市政発展のために大変お世話になっております、重ねてお礼を申し上げます。さて、ご承知のとおりであります、経済情勢が非常に厳しい状況が続いております。本市におきましても現在、来年度の予算編成の時期を迎えておりますが、法人市民税をはじめとします税収の大幅な減収により、予算編成に大変苦勞することが予想されます。こうした中、本市では4月より第6次小牧市総合計画がスタートし、新しいまちづくりに取り組んでいるところでありますが、このまちづくりを着実に推進するためには、今まで以上に効率的で効果的な行政運営を推進することが必要であります。

本市の行政改革につきましては、現在、第4次小牧市行政改革大綱に基づき、「新たな社会の変化に対応した行政運営」、「健全な行財政運営」、「効率的な組織の確立」を3つの柱として、積極的に取り組んでいるところであります。しかしながら、先ほど申し上げましたように本市を取り巻く経済情勢は厳しいところでありますが、市民サービスの維持向上を図るためには、更なる行政改革の推進が必要であると考えております。

従いまして、本日お越しいただいた皆様には今まで以上に、貴重なご指摘、ご指導をいただきながら、行政改革を進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

#### (事務局)

ありがとうございました。

資料4：小牧市行政改革推進委員会の名簿をご覧ください。本日は連合愛知尾張中地域協議会の岡田様、小牧商工会議所の上田様、公認会計士の後藤様、昨年、社団法人小牧青年会議所から参加いただいておりました岡田様に代わり理事長をお努めの山本様が欠席されております。

また、この会には、庁内において行政改革の推進を図るための組織である、行政改革対策委員会の委員と事務局として企画課職員も同席させていただいております。お手元の名簿資料5：小牧市行政改革対策委員会の名簿にて紹介とさせていただきますのでよろしく申し上げます。

なお、本委員会は前回同様、公開とし、会議記録につきましてもホームページにより公開いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは、行政改革推進委員会の会長であります、稲垣様にごあいさつをお願いします。

#### (会長)

皆さんこんにちは。稲垣でございます。大変お忙しいところ、ご出席いただきありがとうございます。昨日はとても寒い、木枯らしが吹いたような一日で、CO<sub>2</sub>の削減を唱える活動をしているのですが、暖房のスイッチに手が伸びてしまいました。皆さんはいかがお過ごしでしたでしょうか。

本日は、今年度、第1回目の行政改革推進委員会です。本委員会として提言を行い、策定された第4次小牧市行政改革大綱に基づく第4次小牧市行政改革推進計画も今年度で折り返しを迎えます。先ほどの企画部長のお話にもありましたが、最近の経済・財政状況が不透明な中、行政改革は市政運営に益々重要になってくることが予想されます。その意味でも市民の立場から意見を述べ、提案することが必要不可欠と考えます。

本日の議題は、行政改革推進計画の平成20年度実績となっております。

議事進行につきまして、最後まで委員の皆様方のご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

#### (事務局)

ありがとうございました。

これからの会議の取り回しを会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### (会長)

それでは、これより議事に入ります。

議題(1)第4次小牧市行政改革推進計画書(平成20年度実績)について、事務局に説明をお願いします。

#### (事務局)

それでは議題(1)の第4次小牧市行政改革推進計画書(平成20年度実績)について、事前に送付しました資料1と2に基づきご説明させていただきます。

この推進計画書は、平成19年3月に策定されました第4次小牧市行政改革大綱に基づき策定され、平成19年度から平成23年度までの5年間の期間として、毎年度計画の進捗状況を把握して必要により計画の見直しを進めていくこととしております。

資料1は、第4次小牧市行政改革推進計画書のそれぞれ50計画の平成20年度の実績について取りまとめたものです。

資料1の目次をご覧ください。一番左側の項目をご覧くださいと思います。先ほど企画部長の話にもありましたように、本計画は行政改革大綱の3つの基本方針である1新たな社会の変化に対応した行政運営、2健全な財政運営、3効率的な組織の確立の3つの柱から構成されています。

1番目の新たな社会の変化に対応した行政運営では、(1)市民協働の推進に関する計画として、NPOとの協働推進事業をはじめ13計画、(2)民間活力の導入に関する計画として、指定管理者制度の活用をはじめ5計画等々をはじめ、合わせて22計画から構成されています。

2番目の健全な財政運営では、あわせて17計画から構成されています。

3番目の効率的な組織の確立では、あわせて11計画から構成され、合計50の計画で構成されています。

計画書の記載内容についてですが、資料2をご覧ください。

上段に5年間にわたるプログラム・目標を記載しております。また、下段には、20年度の実施内容と21年度の実施方針・目標を記載しております。

上段のところで、平成19年実績からプログラム等の変更があったものについては、現在のプログラム等に修正をいたしております。

平成20年度の実績は実線の矢印で表し、変更後については、破線の矢印と文字の網掛けにより表しております。また、数値目標等を新たに設定したり、変更があった場合も同様に、網掛けがしてあります。

今回は20年度の実績の報告をご審議いただきたいと存じます。

この推進計画書は19年度から始まり、計画No.2の南部コミュニティセンター運営協議会の発足やNo.22の外郭団体等の改革に関する指針の作成など一部の事業で成果が出ておりますが、それらを含めまして、各計画については、本日出席している行政改革対策委員会の委員である次長が中心となって進捗状況の把握に努めているところであります。

なお、個別事業の説明につきましては、時間の都合もあり、勝手ではありますが省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

なお、資料1について事前にご質問をいただいております。

お手元に配付しております資料3をご覧ください。計画番号11番から、順番に担当の次長からご質問に対し答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

#### (学校教育担当教育部次長)

計画番号11番の「学校評議員制の運営の充実」について、質問いただいておりますので、ご回答させていただきたいと思います。まず、計画書の記載に誤りがございます。平成21年度の実施方針・目標の最下段に記載しております、評議員数について181名とありますが、179名が正しい人数です。お詫びして訂正させていただきたいと

思います。

それでは、学校評議員制についてですが、学校長が外部からの意見を学校運営に活かすということで平成13年度から市内の全小中学校で開始し、各学校に地域関係者・地域コーディネータ・PTAガイド・学識経験者など平均7名の評議員がおり、年1回から3回開催される評議委員会においてご意見をいただいております。内容については、学校から教育目標や教育活動の方針、学校の現状等を報告させていただき、評議員から意見や提言をいただいております。意見や提言には個別具体的なものもありますし、教育方針に係るものもあります。平成20年度では、その中から各学校において少なくとも1件、多い所で5件の提言を取り上げ、すぐに教育活動や学校行事に反映できたものもありますし、今年度の教育目標や教育活動に反映させたものもあります。具体的な事例は本日配布しました資料3の4ページに記載しております。小牧小学校では「地域と子どもたちを繋げ、子どもたちの実践力を高める活動を行って欲しい」という意見を受け、手作り弁当の日を設定、ボランティアによる料理講習会を開き、保護者・地域の方・児童・教師の方々の力を合わせた実践ができました。小牧南小学校では「心を育てる教育の必要性」という意見を受け、「学びあう学び かかわり合う学び」を学校教育目標や活動計画に活かしました。篠岡小学校では「あいさつ」に関する意見を受け、隣の篠岡中学校と連携し、PTAの協力を得てあいさつ運動を実施しました。光ヶ丘小学校では、評議員の方からの発案で、環境対策課と連携し、小牧市女性の会の協力を得ながら、環境学習を進めています。篠岡中学校では、「ホームページの発信内容」について意見を受け、学校生活やボランティア活動の状況報告をリアルタイムで発信するためほぼ毎日更新を行うようにしております。北里中学校では「学校評価」について、より具体的な評価を求めるという意見を受け、教職員評価の改革に取り組んでおります。光ヶ丘中学校では「上方講談と社会科のコラボレーション」を近隣の中学校へも広げるべきとの意見を受け、近隣2中学校と連携をとり活動を発展して行っております。具体的な事例については、以上です。

#### （企画部次長）

計画番号15番の「官民の役割分担の明確化」について、委員から予め3点ご質問いただいておりますので、順次お答えさせていただきます。まず1点目、第6次小牧市総合計画における市民協働の考え方についてであります。ご存じのように、昨年策定しました第6次小牧市総合計画は、市民と行政が力を合わせてまちづくりを推進していくための共通目標であり、まちづくりの方向性を定めた市民と行政との約束事としての役割があります。また、この総合計画では、市民協働の考え方を34個の分野別計画すべてに記載しており、さらに、基本施策3では市民協働の項目を設け、重点的に実施していくこととしています。具体的には、さまざまな手段による情報の共有化、事業の立案・企画・実施など各段階における市民との協働による取組みを推進していこうとするものであります。2点目の「市民と行政の協働ルールブック（実務編）」に関し、本大綱項

目と関連する内容についてという質問であります。現在、行政が行っている事業について、行政が行うべきこと、民間に任せることができることに整理し、行政のスリム化と市民をはじめとする民間活力の導入を検討しております。民間活力の導入方法として、事業の業務委託、指定管理者制度等が考えられますが、NPO等との市民協働についても積極的に考えていく必要があります。現在策定しております「市民と行政の協働ルールブック（実務編）」は実際に協働事業を推進する際の事務手順等を定めるものであり、そのような点で官民の役割分担を行う上で必要なものであると考えております。次に3点目、協働のまちづくりへの関心・考え方について、市民意識に係る現状に対する取り組み内容についてというご質問であります。委員ご指摘のように、市民意向調査によりますと、協働が必要だとする市民の認識は8割を超える一方、市民の意見を聞く機会が充実しているとは思わない市民が7割を超えており、さらに情報公開が十分に行われていると認識している市民もわずか3割にとどまっているのが現状であります。協働のまちづくりには、情報の共有化が必要であり、ホームページ、広報こまきなど、さまざまな広報広聴手段を通じ、情報発信をしているところであります。また、市政への市民意向の反映や市民の意見を聞く機会の充実につきましては、市民意識調査の実施、市政モニター、市長と語る会を開催することで、市民の声を市政に反映させるよう取り組んでいるところでありますが、今後もより一層の市民のご意見・ご意向が市政に反映できる方策に取り組んでいきたいと考えております。

#### （総務担当総務次長）

計画番号24番の「公共工事のコスト縮減」について、「小牧市公共工事コスト改善プログラム」の主たる事項、要点についてご質問いただいておりますので、お答えします。このプログラムは、平成20年度に平成21年から25年度までの5年間を取組み期間とした新たな施策として策定をしたものであります。従来の「小牧市公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」は単年度のコスト縮減に重きを置いた計画でありました。それに対し、新しい「小牧市公共工事コスト改善プログラム」は単年度のコスト縮減だけでなく、将来の維持管理費を見すえながら、ライフサイクルと品質の両面を重視した取組みを踏まえており、良質な社会資本を効率的に整備・維持することを目的としたプログラムであります。具体的な取組みとしての主たる事項であります。施策の大綱として「事業のスピードアップ」「計画・設計・施工の最適化」「維持管理の最適化」「調達の最適化」の4つの柱を中心にすえまして、大綱1の「事業のスピードアップ」では中項目で「合意形成・協議の手続きの改善」「事業の重点化・集中化」を置き、具体的な小項目として、「同一箇所における複数の工事の連絡調整の強化」等を挙げております。大綱2の「計画・設計・施工の最適化」の中項目では「計画・設計の見直し」「施工の見直し」「民間技術の積極的な活用」「社会的コストの低減」を掲げまして、小項目で橋りょう管など塗装の不要なステンレス管を採用することとしております。大綱3の「維持管理の最適化」の中項目では「民間技術の積極的な活用」「戦略的な維持

管理」を掲げ、小項目では民間の新技术を積極的かつ継続的に活用していくこととしております。大綱4の「調達の最適化」の中項目では「電子調達の推進」「入札・契約の見直し」「積算の見直し」を掲げまして小項目で入札の電子化などを推進することとしており、このような小項目を100項目掲げ、各課が取組み項目を課ごとに具体的施策一覧表として明確にし、各課において取組むこととしております。また、毎年取組み項目全体について検証を行うことで、次年度の取組みをより実行性のあるものとなるように計画し、実施しているところであります。

続きまして、計画番号31番の「補助金の見直し」について、平成21年度における補助金全般に係る見直しの実施方針についてのご質問であります。今年度8月に一般会計・特別会計の全ての補助金について担当課から実績や問題点等を報告させており、これに基づき、今後の当初予算査定において見直す予定であります。次に2点目の補助金全般の見直しに係る達成目標や見直しの具体的な内容についてであります。見直しの内容につきましては、補助事業の目的、効果、実施内容等を担当課に確認し、公益性、必要性、公平性等の視点から、補助事業の廃止、終期設定、継続するかどうかを整理することとしております。達成目標につきましては、補助金は社会経済情勢等を踏まえ判断することとなるため、達成目標は設定しておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、計画番号32番の「使用料・手数料の見直し」について、取組み内容に他市との状況等を勘案し見直しについて研究するとあるが、既に研究した結果があればその結果について説明いただきたいという質問であります。この件につきましては、平成17年に使用料・手数料検討委員会を設置し、施設使用料等について近隣市との比較検討を行い、小牧シティマラソン参加料、職員駐車場利用負担金等の見直しを実施してまいりました。今後、23年度におきまして、施設使用料等について、再度他市との比較検討を行い見直しを行う予定であります。2点目、平成20年度の実施内容に事業に要する経費との対比及び受益と負担について検討を行ったとあるがその結果を説明いただきたいとの質問であります。平成20年度につきましては、平成21年度当初予算査定において大規模改修を実施する施設について、改修に伴う受益と負担が適正かどうか検討を行いました。昨今の経済情勢も勘案し見直しは行いませんでした。

#### (委員)

計画番号1番の「NPOとの協働推進事業」について質問をします。平成20年度に「協働ルールブック(理念編)」を策定し、今年度21年度に「協働ルールブック(実務編)」の検討を進めていただいているということですが、進行状況が進んでいないと聞いております。このルールブックにつきましては、近隣市町の市民活動団体からも注目されているようであり、その意味では行政とNPOが協働を進める上での基盤となり、また、的確に相互理解が誰にでもできるような形で「協働ルールブック(実務編)」が早期に策定され、平成22年度からはそれに基づき協働事業ができることを望んでいる

ところでありますが、現在の進行状況についてお尋ねします。

#### （市民産業部次長）

策定当初は、平成20年度に実務編を策定する予定をしていましたが、策定を進める中で、内容の積算方法、協働の形態、団体の選定方法など検討に時間を要しており、完成年度が遅れている状況であります。完成年度につきましては、来年9月を目標にし、現在進めているところであります。ルールブックの内容につきましては、実務編は実際に事業を行う際に、理解しやすいもの、見やすいものにするようにしています。総合計画の推進体制にも記載されていますが、PDCAサイクルの各項目に従って処理を進めるという考え方を持っております。計画（Plan）に関連します項目としては、協働形態の選定方法の検討、協働相手の選定方法の検討、費用の適正な算定があります。費用の算定については、以前はボランティア団体等に依頼をする場合、行政が行っておりましたが、それにつきましても適正な対価を考えるような条件が入っております。次に実行（Do）について、策定する項目としては、協働の契約書や協定書の鑑を作成していきたいと考えております。評価（Check）につきましては、改善の仕組みの構築、評価チェックシートの作成、また、それを検証・検査をする機関の検討、改善（Action）に関する項目では協働実績シートの作成を考えております。このようにPDCAサイクルに乗っ取った形での作成を検討しているところであります。

#### （委員）

計画番号3番の「自主防犯パトロール隊の育成・支援」について質問をいたします。この問題については、区長会としても、できるだけ多くの地区でパトロール隊の結成を望んでおり、各区長に呼びかけをしているところでありますが、現在43団体と効果が上がらない状況であります。本来ならば、自分の地域は自分達で守るべきであるのに、このようにパトロール隊の立ち上がらない、立ち上げができないのにどのような問題があるか分かっておればお教えいただきたい。出来れば126区すべての区で自主防犯パトロール隊が立ち上がることを望んでいる次第です。できることであれば支援をしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

次に計画番号39番の「地域の共同利用施設等での子どもの育成」について、ここにあります地域3あい事業について質問をします。地域3あい事業について今年度区長会の特別要望事項で挙げさせていただきましたが、この3あい事業は地域で人と人とのつながりが希薄化している中、地域の中で交流・親睦を深めることができないかと、3あい事業を地域で立ち上げてほしいと区長会でお願いしてまいりました。しかし、現在のところ56地区であり、こちらにつきましても、126区すべての区で地域3あい事業が立ち上がることを望んでいる次第であります。問題点として、区長が単年度任期の区が多いこととあります。区長会としては、区長の任期は最低2年間ということで協議していますが、なかなか思うように行かない状況



であります。それ以外で、3あい事業が立ち上がらない、立ち上げができないのどのような問題があるか分かっておればお教えいただきたい。

#### **(環境交通部次長)**

委員から自主防犯パトロール隊の結成ができない問題点とはどのようなことが考えられるかとのご質問をいただきました。平成21年度、現在までに55団体であり、今年に入り多くの団体で立ち上げられております。これら団体には区で設立した団体と任意団体の2種類があります。任意団体は自発的に活動を行っており、そういった団体は意識が違うため、うまくいっているような状況であります。一方、区で設立した団体でありますと、役員の変更により当番が持ち回りになり、継続が難しい状況になっているかと考えられます。先ほどから述べさせていただいておりますように、任意団体につきましては自発的であるため、活動が継続しております。今後は、そちらの方向で団体を立ち上げていただくようもっていかねばと考えております。

今年度10月に桜井で防犯モデル地区を立ち上げました。こういった団体も含めまして、委員がおっしゃたように、自分の地域は自分達で守るという意識を持った、継続的に活動していただける団体を引き続き支援していきたいと考えております。

#### **(社会教育担当教育部次長)**

3あい事業の推進についてご質問いただきましたのでご回答します。3あい事業につきましては、平成21年度、現在までに63地区で開催できており、約半分の区において実施されている状況であります。その他の地区で未実施である原因についてであります。運営委員の負担が大きいこと、年間に10回の開催が必要であり、回数的に難しいこと、参加者が同じメンバーであること、子どもの参加が少ないことなどが挙げられると思います。対策としましては、未実施地区の区長さんを対象に実施地区の区長さんにもお越しいただき、説明会を開催し、具体的な取り組み事例を説明し、できるだけ多くの区で実施いただけるように努めております。説明会には昨年は61地区、今年は75地区の参加がありました。今後より一層多くの地区で実施がしやすいように検討をしていきたいと考えております。

#### **(委員)**

計画番号1番の「NPOとの協働推進事業」について、NPOに公の資金を使う自覚をもってもらうとの記載があるが、どの程度自覚をもってもらうようにしているかをお尋ねします。

次に計画番号2番の「(仮称)南部コミュニティ運営協議会の発足」について、私も現在その運営協議会の一員で、上手く機能していると自分自身感じております。11地区の区長をはじめ、各種団体の方、コミュニティの利用者の協力をいただきながら、さまざまな行事を実施しております。その中で、11区で青色回転灯の活

動も立ち上げ、地区の代表者に出していただき、頑張っってやっております。こういった活動が他の地区に広がっていくと、パトロール隊を立ち上げていない地区にも浸透していくのではないかと考えます。先ほどお話にありましたように、区で立ち上げたところも役員の変更で活動が継続しない地区もあります。協議会ではこのような地区も含めパトロールを実施することとしております。こうしたことから、運営協議会をもっと広げていただきたいという要望であります。

3点目としまして、計画番号3番の「自主防犯パトロール隊の育成・支援」について、現在55団体というお話がありますが、その中にはあまり活動していない団体が存在するかと思います。代表者会議では、助成金の問題が話に出てきます。現在は立ち上げ時に20万円、その後は年間10万円の助成金が出ております。活動を行うにあたり、助成金の10万円は非常に有効であり、私たちの団体のように少し足りないところもあれば、中には助成金が要らない団体もいるような状況であります。それらの状況も踏まえ、例えば、複数の団体合わせて10万円など助成方法の検討をお願いしたいと考えます。自主防犯パトロール隊は市民のためのものであるので、長く継続することが重要であります。助成金をもらって立ち上げた団体は、助成金がなくなると自然消滅してしまうことも考えられます。それらを継続するためにも、無駄を省き、有効に利用できる体制を整えていただきたいと考えます。

#### **（市民産業部次長）**

NP0に公金を使う自覚をもってもらうことについてであります。市では平成17年に市民活動推進条例を策定し、その条例に市民活動の目的等を掲げております。助成金の活用方法につきましては、市民活動促進委員会を立ち上げ、その委員会において助成金の活用、申請について検証、検討しているところであります。また、助成金の企画提案発表会を開催し、その中で事業の内容を検証しているところであります。

#### **（委員）**

助成金につきましては、各団体が目的を明確にした上で手を挙げられまして、予算の範囲内で円滑にお使いいただき、翌年度その結果報告を受けているところであります。ただ100%有効に使われているかといえば、慣れていない団体もあり、そこまで至らない団体もおりますが、これからの活動に期待をしまして、できるだけ多くの方にいきわたるように推進委員会として協力しているところであります。

#### **（会長）**

それでは、次に自主防犯パトロールについて回答をお願いします。

#### **（環境交通部次長）**

委員のほうから、ご指摘いただきましたように、各団体の状況については行政としても承知しております。

例えば南部地区に11区ありますが、地区ごとに助成金をうまく活用できる方法がないか今後検討課題として考えさせていただきます。

**(会長)**

南部コミュニティセンター運営協議会については、要望ということでもよろしいですか。

**(委員)**

はい。結構です。

**(会長)**

その他、何かご質問はありますか。

**(委員)**

言葉の意味についてお尋ねします。計画番号14番の「指定管理者制度の活用」について、「任意」と「公募」とありますが、どのような意味ですか。また、更新時期に任意や公募により指定管理者を選定することで、指定管理者が更新の度に変わることでもでてくると思いますが、そのあたりを行政はどのように対応しているかお尋ねします。

私自身、行政のことに興味を持つようになり、今年度7月、自分の地域で3あい事業を立ち上げたのですが、期間が短い中、10回の事業を実施するのは厳しいものがありますが、今までやっていた行事を「3あい」をつけて実施することで今まで参加しなかった人が参加するようになり、非常に大変ですが満足しています。私たちの地域は非常にいい事例であると考えますので、参考にさせていただき、たくさんの地区で3あい事業が立ち上がればいいと考えます。意見として述べさせていただきます。

**(企画部次長)**

指定管理者の「任意」と「公募」の意味についてのご質問であります。指定管理者制度の導入以前は、ご存じのとおり小牧市は施設活用協会が公の施設を管理しておりました。指定管理者の導入の趣旨は公の施設の管理運営につきましても、民間活力を活用できるものは民間に委託していこうとするものであり、先ほどの官民の役割分担の明確化につながっていくものであると考えます。指定管理者の導入当初はまずは任意でということで、地区の会館はお地元、従前施設活用協会において管理運営していただいていた施設は当面施設活用協会で管理運営する形を取ってお

りました。しかしながら、先ほど申し上げましたように趣旨として民間活力の活用という点から、更新時期が来た施設の中で、公募が可能な施設から順次、民間事業者やNPO団体を募り、管理運営を行っていただくという方針のもと指定管理を行っております。指定管理の期間につきましては、施設の性質や目的に合わせて4年～10年と設定しております。一定の期間が過ぎたのち、公募を行い、選定する際に、指定管理者が変わることも当然あります。しかしながら、そういった場合においても、市民サービスの低下につながることはないよう新たな指定管理者との間で協定書や仕様書を交わすなど、実施しているところであります。

#### (委員)

今の指定管理者制度について関連質問いたします。この指定管理者制度の利点と欠点についてお尋ねしたい。また、更新時期が来た際に指定管理者の善し悪しをきめる査定基準を設けているかについても併せてお尋ねいたします。

#### (企画部次長)

指定管理者の利点と欠点ということではありますが、導入の考え方の中に経済性があつたかと考えます。一概に公が高いというわけではありませんが、民間活力の導入による機動性や運営上の利便性が一番の利点ではないかと考えます。それから欠点についてですが、公が管理運営する場合と異なり、指定管理者が管理運営した場合、直接の市民の声をいかにその施設の管理運営に反映させていくかについて問題が生じることがあるのではないかと考えておりますが、例えば小牧市の温水プールは指定管理者で民間事業者が管理運営を行っておりますが、公が管理していたころと比べ、民間のさまざまなアイデアによりおもしろい行事が行われており、こちらについては、利点のほうが優れているかと考えております。査定の判断基準ということではありますが、協定の中で、財務状況や運営状況の報告はいただくこととなっておりますし、指定管理者導入施設は元々が公の施設であり、管理の最終的な責任者が行政でありますので、指定管理者制度を導入していても、市に寄せられる利用者の方からご指摘、ご意見を指定管理者に働きかけ、問題があるところは改善するように努めてまいりたいと考えております。

#### (委員)

計画番号27番の「滞納者データファイルの導入」について、対象ファイル件数が約18,000件ということで、滞納者の多いことに驚きました。滞納されている方は1年の方もいれば、長期的に滞納している方もいるかと思えます。概ね滞納者が滞納している年数はどのくらいの年数であるかをお聞きしたい。また、市全体で現在、滞納金がいくらくらいになっているかお聞きしたい。最後にその滞納金に対し、どの程度の金利をかけているのか、わかる範囲で結構ですので、よろしくお願いま

す。

**(税務担当総務部次長)**

滞納者の関係でご質問いただきましたので、お答えします。市にとって滞納問題は非常に頭が痛い問題であり、それらに対応するため今年度から収納対策室を設置し、150万円以上の滞納をしている方に対し、特別な組織をもって対応しているところであります。税については、5年程度滞納している方がおり、1,000万円以上の高額滞納者についても9件くらいあります。滞納の理由としては、破産、倒産、経営不振や多重債務などの原因によって起こっているようであります。また、例えば50万円以上の滞納者の合計で24億円程度（平成21年5月末現在）の滞納が発生しております。滞納すると年14.6%の割合で延滞金が生じます。

**(会長)**

委員の皆さんに一通りご質問いただきましたが、その他何かありますでしょうか。

**(委員)**

計画番号46番の「人材育成の推進」について、企業もさることながら、行政としても人が重要でありますので、研修を実施されているかと思いますが、研修はどのような内容で実施していますでしょうか。また、ここに記載がありますが、今、盛んに言われておりますメンタルヘルスに関し、何パーセントの方がそのような状況であるかと、それらの方に対する対応についてお聞かせください。

**(企画部次長)**

研修制度についてであります。市では平成17年1月に人材育成基本方針を策定し、人材育成を進めているところでもあります。研修は従来、役所に入ってから受ける研修、3年後に受ける研修、係長昇進時、課長昇進時など階層別研修を実施してまいりました。現在もこの階層別研修は継続しておりますが、平成19年度からそれに加えて、一律に受けていただくのではなく、人事課で用意した研修メニューの中から自分の興味のある研修を選択し、受講する選択型研修と主事、主事補が対象に研修ごとにポイント制を設け、主任試験前に40ポイントが必要とした単位制研修による人材育成を行っているところでもあります。

メンタルヘルスについては、近年、「こころの病」で長期休暇に入る職員の割合が上がってきている状況であります。その割合につきましても、申し訳ありません。資料をもっておりませんので、お答えできませんが、「こころの病」で長期に休暇をとった職員が復帰した際に、どのような形で復帰させるかが課題でありまして、他市においてさまざまな方策をとっているようであり、小牧市においても復帰者への対応として復帰プログラムの構築を検討しているところでもあります。

**(会長)**

大変多くの貴重な意見を述べていただきありがとうございました。  
それでは、次第の4 その他について事務局、何かありますか。

**(事務局)**

大変多くの貴重な意見をいただきましてありがとうございます。本日、各委員からいただきました貴重なご意見につきましては、事務局で早急にとりまとめ、会議録を各委員あてにご報告させていただき、確認の後、市のホームページに掲載させていただきます。

**(会長)**

委員の皆さんの方から何かございますか。

無いようですので、これで本日の議事は全て終了しました。

無事議事が進行できましたのも、皆様のご協力のおかげとっております。深く感謝申し上げます。それでは、これをもちまして、小牧市行政改革推進委員会を終了します。皆様ありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。

**(事務局)**

ありがとうございました。本日はお忙しいなか、長時間にわたり、また、多くの貴重な意見をいただきありがとうございました。

今後とも皆様にご協力いただき、事業を推進していきたいと思っております。

本日はありがとうございました。

**※メンタルヘルスに関する質問に対する調査結果**

職員の「こころの病」による長期休暇（1ヶ月以上）を取得した職員の状況は下表のとおりです。

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
4人	11人	17人	10人	8人	13人